

2024年5月10日

各位

会社名	株式会社エディオン
代表者名	代表取締役会長兼社長執行役員 久保 允誉
コード番号	2730（東証プライム市場）
問い合わせ先	取締役副社長執行役員 山崎 徳雄

## 譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、2018年6月28日開催の第17回定時株主総会におきまして、当社の取締役（社外取締役を除きます。）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を決議いただき導入しております。

また、2024年3月27日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」及び本日付の「定款一部変更に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、当社は2024年6月27日開催予定の第23回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）における承認を得られることを条件として、監査等委員会設置会社に移行することを予定しております。

これに伴い、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）に関する議案をあらためて付議することとしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本制度の変更は、本株主総会で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更議案が承認可決されることを条件としております。

### 記

#### 1. 本制度の導入目的等

##### (1) 本制度の導入目的

本制度は、対象取締役に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与るとともに、長期安定的な株式保有の促進と、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としております。

##### (2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権（以下「金銭報酬債権」といいます。）を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、2010年6月29日開催の第9回定時株主総会において、当社の取締役の報酬額は年額8億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認をいただいております。2018年6月28日開催の第17回定時株主総会において、上記の報酬枠とは別枠で、取締役（社外取締役を除きます。）に対し、譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権を、年額1億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）と決議いただいております。

本株主総会において監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、監査等委員である取締役を除く取締役及び監査等委員である取締役それぞれの報酬等の額についてあらためて付議するとともに、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額3億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）として設定することにつき、付議することを予定しております。

## 2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本制度により、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年間 470,000 株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とし、その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。

また、本制度により割り当てられる当社普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分に当たっては、対象取締役との間において、一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分を禁止すること、一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限契約が締結されることを条件といたします。

本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

なお、本制度においては、対象取締役のほか、当社子会社の取締役と当社及び当社子会社の取締役を兼務しない執行役員に対しても、対象取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式報酬を当社及び子会社の取締役会決議により支給し、当社の普通株式を新たに発行又は処分する予定です。

以 上

お問い合わせ先	
IR 広報部	電話番号 06-6202-6016